所得割保険料算出表

◇法人事業所の甲種組合員の場合

<table>
<tr><td rowspan="2">算定基礎</td><td>Ⅰ</td><td>○前事業年度の医業収入にかかる所得総額（注 1）</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>○医業収入が 6,250 万円を超え、確定申告書等の提出を省略されたい組合員、または、確定申告書等の提出の無い組合員は、所得総額を 6,250 万円とみなす。
（年間賦課限度額 50 万円を賦課徴収いたします）</td></tr>
<tr><td>賦 課 率</td><td colspan="2">8/1,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">提出書類</td><td rowspan="2">Ⅰ</td><td>下記①～⑤を提出</td></tr>
<tr><td>①県受付印が押印された前事業年度分の確定申告書
（電子申告の場合、受付番号・受付日時等が印字されたもの）の写し

②所得金額に関する計算書の写し

③医療法人等に係る所得金額の計算書の写し

④所得の金額の計算に関する明細書の写し

⑤損益計算書の写し

※提出書類の必要箇所は□で表示している箇所になります。必ず判読可能な状態で提出してください。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>≪確定申告書等の提出を省略する場合≫
⑥「所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について」</td></tr>
<tr><td>提出期日</td><td colspan="2">7 月 31 日</td></tr>
</table>

（注 1）医業収入にかかる所得総額とは、社保及び国保診療報酬収入、自由診療収入、雑収入の合算額となります。

※新たに甲種組合員になられた方は、所得割保険料算出のない年度に限り、上記で算出した 1 医療機関当たり県平均額を賦課徴収いたします。

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約（抜粋）

第４章　保　険　料

（保険料賦課額）

第 19 条　組合員は、次の区分により定めた額の保険料を毎月組合に納付しなければならない。

４　甲種組合員（後期高齢者組合員を除く。）は、事業所得割保険料算定のため、組合が定める期日までに、別に定める医業収入にかかる所得総額を証明する確定申告書等の書類（以下、「確定申告書等」という。）を提出する。事業主である甲種組合員は前年度、それ以外の甲種組合員は前事業年度の確定申告書等に基づき、医業収入にかかる所得総額の 1,000 分の 8 の額を 12 で除して徴収するものとする。（但し、算定額が年間 50 万円を超えるものについては賦課限度額 50 万円とする。）

確定申告書等の提出のない甲種組合員に対しては、賦課限度額 50 万円を賦課徴収するものとする。

なお、新たに甲種組合員になる者は、所得割保険料算出のない年または年度に限り、上記で算出した 1 医療機関当たり県平均額を、甲種組合員となった月から、賦課徴収するものとする。

4.鹿児島県歯科医師国民健康保険組合

保険料賦課徴収規程（抜粋）

第 7 条　甲種組合員が提出する、規約第 19 条（事業所得割）に定める医業収入にかかる所得総額を証明する書類とは、次の各号に掲げるものとし、電子申告（e-Tax）の場合は税務署の受付が判断できるメール詳細の写しを添付するものとする。

（１）個人歯科診療所の場合は、税務署受付印が押印された前年度分の所得税の確定申告書Ｂ、及び収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

（２）医療法人歯科診療所の場合は、県へ提出した県受付印が押印された前事業年度分の申告書一式（医療法人等に係る所得金額の計算書、及び決算書含む）

２　前項の規定にかかわらず、医療法人が複数の施設を有する場合は、主たる施設を開設し、管理する甲種組合員が医療法人総ての収入額を証明する書類を提出するものとする。

医療法人に属するそれぞれの施設に対する事業所得割保険料は、その総ての収入額を従たる施設を含む施設数で除した額を基に算定する。

受付番号：××××× 受付日：×××××

①

受付印

通常申告の場合：受付印が必要です。
電子申告の場合：受付番号・受付日の記載が必要です。

第六号様式

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

処理事項	通信日付印 / 確認印
法人税の平成 年 月 日の 修正申告・更正・決定・再更正 による。	申告年月日 年 月 日
法人番号	申告区分
事業種目	

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話 ）
（ふりがな）法人名	
（ふりがな）代表者 自署押印	経理責任者 自署押印
期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆 十億 百万 千 円 （ ）
期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 事業年度分又は連結事業年度分 の 道府県民税 事業税 地方法人特別税 の 申告書 ※

（事業税）

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
所得割	所得金額総額	〈33〉	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額	〈34〉	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	〈35〉	000		00
	年800万円を超える金額	〈36〉	000		00
	計 〈34〉+〈35〉+〈36〉	〈37〉	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	〈38〉	000		00
付加価値割	付加価値額総額	〈39〉			
	付加価値額	〈40〉	000		00
資本割	資…				
	…等の額	〈42〉	000		00
収入割	収…				
	収…		000		00
合計…税額 〈37〉+〈40〉+〈42〉…又は〈38〉+〈40〉+〈42〉+〈44〉		〈45〉			00
仮装経…事業税額…			千 円	既に納付の確定した当期分の事業税額 〈47〉	00
租税条約…に係る事業税額の控除額				この申告により納付すべき事業税額 〈45〉−〈46〉−〈47〉− 〈49〉	00
〈49〉の内訳	所得…			付加価値割 〈51〉	00
	…	〈52〉		収入割 〈53〉	00
…のうち見込納付額		〈54〉		差引 〈49〉−〈54〉 〈55〉	

（道府県民税）

摘要		税額
（使途秘匿金税額等）	〈1〉	兆 十億 百万 千 円 （ ）
法人税法の規定によって計算した法人税額	〈1〉	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	〈2〉	
みなし配当の25%相当額の控除額	〈3〉	
還付法人税額等の控除額	〈4〉	
退職年金等積立金に係る法人税額	〈5〉	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 〈1〉+〈2〉−〈3〉−〈4〉+〈5〉	〈6〉	000
2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	〈7〉	000
法人税割額（〈6〉又は〈7〉×/100）	〈8〉	
外国の法人税等の額の控除額	〈9〉	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	〈10〉	
利子割額の…（控除…）		
差引法人税割額 〈8〉−〈9〉−〈10〉−〈11〉		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額		00
租税条約の実施に係る…法人税割額の控除…	〈14〉	
既還付請求利子…である場合の…〈32〉		
この申告に…べき法人税割額（…〈13〉−〈14〉+〈15〉）	〈16〉	
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	〈17〉	月
円×〈17〉/12	〈18〉	00
既に納付の確定した当期分の均等割額	〈19〉	00

署名押印 関与税理士

（地方法人特別税）

摘要	課税標準	税率（/100）	税額

これは見本です。このまま使用しないでください。

…地方法人特別税額の控除額			…の地方法人特別税額	00
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	〈61〉		この申告により納付すべき地方法人特別税額 〈58〉−〈59〉−〈60〉−〈61〉 〈62〉	00
〈62〉のうち見込納付額	〈63〉		差引 〈62〉−〈63〉 〈64〉	

東京都に申告する場合の〈8〉の計算		
特別区分の課税標準額	〈24〉	000
同上に対する税額 〈24〉×/100	〈25〉	
市町村分の課税標準額	〈26〉	000
同上に対する税額 〈26〉×/100	〈27〉	

利子割額に関する計算		
利子割額（控除されるべき額）	〈28〉	
控除した金額（〈8〉−〈9〉−〈10〉と〈28〉のうち少ない額）	〈29〉	
控除することができなかった金額 〈28〉−〈29〉	〈30〉	
既に還付を請求した利子割額	〈31〉	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 〈31〉−〈30〉（〈15〉）	〈32〉	

利子割還付額の均等割への充当 □希望する □希望しない

所得金額の計算			
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(44)）		〈65〉	兆 十億 百万 千 円
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額	〈66〉	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	〈67〉	
減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	〈68〉	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	〈69〉	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		〈70〉	
所得金額差引計 〈65〉+〈66〉+〈67〉−〈68〉−〈69〉−〈70〉		〈71〉	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(44)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(50)）		〈72〉	

決算確定の日	平成 年 月 日	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 〈73〉	兆 十億 百万 千 円
解散の日	平成 年 月 日	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無 法人税 有・無	法人税の申告書の種類	青色 ・ その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額	円
		翌期の中間申告の要否 要・否	国外関連者の有無 有・無

還付請求		
中間納付額	〈74〉	兆 十億 百万 千 円
利子割額	〈75〉	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号（普通・当座）	

（電話 ）

H20・10・1以後開始事業年度・H22・10・1以後解散分

見本

②

第六号様式別表五（提出用）

法人名		※処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分

事業年度							
平成	年	月	日から				
平成	年	月	日まで				

所得金額に関する計算書

所得金額の計算

			兆	十億	百万	千	円
所得金額又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の（35）又は法人税の明細書（別表4の2）の（44））		①					
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額	②					
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	③					
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	④					
	商工組合等の社外流出による益金算入額	⑤					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損益額	⑥					
		⑦					
減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	⑧					
	外国法人税の額に対する法人税額から控除された外国法人税の額	⑨					
	外国法人税の額が控除された場合の当期の損金の額に算入される外国法人税の額	⑩					
	商工組合等の社外流出による損金に算入される金額	⑪					
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額						
	特定目的会社又は投資法人の利益の分配の額						
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭					
	小計	⑮					
仮計 ①＋⑦－⑮		⑯					
外国の事業に帰属する所得		⑰					
再仮計 ⑯－⑰		⑱					
非課税等所得	林業に係る所得	⑲					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳					
	社会保険等に係る医療の所得	㉑					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒					
	小計	㉓					
所得金額差引計 ⑱－㉓		㉔					
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額		㉕					
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉖					
所得金額再差引計 ㉔－㉕－㉖		㉗					

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉘	人
	期末の総従業者数	㉙	
	外国から生ずる事業所得 ⑯＋⑨）×㉘／㉙	㉚	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㉛	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差	㉜	
	鉱産税の課税標準であ 鉱物の価額		
	鉱物の掘採事業の所 ㉛×㉝／㉜		
備考			

見本

③

医療法人用（平成１４年４月１日以後に開始した事業年度分）

医療法人等に係る所得金額の計算書

事業年度	：　：　から ：　：　まで	法人名		医療施設名	
		所在地		作成者	

総所得金額			（1）	円
医療事業とその他の事業とをあわせて行う場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分	医療事業の所得金額		（2）	円
	その他の事業の所得金額		（3）	円
	土地譲渡益等		（4）	円
社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	社会保険分の医療収入金額　（下記（ア）欄の額）	（5）	円
		医療事業の総収入金額　（下記（エ）欄の額）	（6）	円
	社会保険分の所得金額	（1）×（5）÷（6） 又は（2）×（5）÷（6）	（7）	１円未満の端数切上げ（欠損金額の場合は切捨て） 円
課税所得金額の計算	当期分の所得金額	（1）－（7）	（8）	円
	前５年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額		（9）	円
	課税標準となる所得金額	（8）－（9）	（10）	円

計算の基礎とする収入金額の計算

※　記入は（ア），（イ），（ウ），（エ）欄のみです

社会保険分の医療収入金額計　上記の（５）欄へ　（ア）　円

社会保険分の医療収入金額

健康保険法
国民健康保険法
船員保険法
[illegible]庁の職員の給与[illegible]関する法律
[illegible]法
[illegible]学校教職員共[illegible]
[illegible]障害者福祉法
[illegible]法
原子爆[illegible]者に[illegible]る援護に関する法律
生[illegible]護法
[illegible]及び精[illegible]法律
結核予防法
麻薬及び向精神薬取締法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
老人保健法
介護保険法

その他の収入金額小計　（イ）　円

その他の収入金額

労働者災害補償保険法
自費診療収入
入院料，ベット代差額収入
健康診断，予防注射等受託医療収入
その他の医療収入
利子補給金・事務
患者，付添人食事代収入
健康診断等証明収入
生産品等販売収入
受託技工，検査料等収[illegible]
嘱託収入
利子等及び配当[illegible]
電話，電気，ガス，テレ[illegible]寝具等使用料収
不用品売却収入
その他附随収入

その他の事業の収入金額

（この欄はその他の事業収入金額を医療事業の所得に含めて計算する場合のみ記入します。）

商品販売収入
物品・資産貸付収入

小計　（ウ）　円

医療事業の総収入金額　上記の（６）欄へ　（ア）＋（イ）＋（ウ）　（エ）　円

見本

④

別表四（簡易様式）　平二十二・四・一以後終了事業年度分

所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

御注意

1　沖縄の認定法人の所得の特別控除、組合事業等に係る損失がある場合の課税の特例、対外船舶運航事業法人の日本船舶による収入金額の課税の特例、商工組合等の留保所得の特別控除及び特定目的会社等又は特定目的信託に係る課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式に[illegible]表四を御使用ください。

2　「44」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。

区分			総額	処分		
				留保	社外流出	
			①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額		1	円	円	配当	円
					その他	
加算	損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）	2				
	損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税	3				
	損金の額に算入した道府県民税利子割額	4				
	損金の額に算入した納税充当金	5				
	損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	6			その他	
	減価償却の償却超過額	7				
	役員給与の損金不算入額	8			その他	
	交際費等の損金不算入額	9			その他	
		10				
		11				
		12				
		13				
	[illegible]容額	14				
	納税充当金から支[illegible]事業	15				
	[illegible]入額[illegible]1)	16			※	
	[illegible]配当[illegible]3)	17			※	
	[illegible]益[illegible]入額	18				
	[illegible]物分[illegible]る益金不算[illegible]	19				
	[illegible]人税等[illegible]過誤納に[illegible]	20				
	所得税額等[illegible]戻しによる還付金額等	21			※	
		22				
		23				
		24				
	小計	25			外 ※	
仮計 (1)＋(13)－(25)		26			外 ※	
寄附金の損金不算入額（別表十四（二）「24」又は「40」）		27			その他	
法人税額から控除される所得税額（別表六（一）「6の③」）		29			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額等（別表六（二の二）「10」－別表十七（二の二）「39の計」）		30			その他	
合計 (26)＋(27)＋(29)＋(30)		32			外 ※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（二）「42」）		33	△		※	△
総計 (32)＋(33)		35			外 ※	
契約者配当の益金算入額（別表九（一）「13」）		36				
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		40			※	
差引計 (35)＋(36)＋(40)		41			外 ※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「2の計」＋（別表七（二）「11」、「22」又は「31」））		42	△		※	△
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額		43	△	△		
所得金額又は欠損金額		44			外 ※	

見本

法　0301－0402

簡

⑤

様式４－２

法人名

所在地

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	×××　　×××　　××
２　事　業　費　用	×××　　××
本来業務事業利益	×××　　××
Ｅ	
事　業　収	×××　　××
業利益	×××　　××
事　業　利　益	×××　　××
Ⅱ	×××　　×
Ⅲ　事　業　費	
経　常　利　益	×　　××
利	×××　　××
Ⅴ　特　別　損　失	×××　　××
税　引　前　当　期　純　利　益	×××　　××
法　人　税　等	×××　　××
当　期　純　利　益	×××　　××

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

見本

⑥

別紙様式

平成　　年　　月　　日

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合理事長　殿

甲種組合員氏名　　㊞

所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について

平成〇〇年〇月〇〇日付鹿歯国保発第〇〇号において依頼のありました所得割保険料算定のための確定申告書等の提出については、関係書類の提出を省略することを申し出ます。

確定申告書等の提出から医業収入判定等におけるスケジュール

時　　期	業　務　内　容
6 月下旬～7 月 31 日	確定申告書等収集
6 月下旬～9 月	医業収入判定･保険料賦課システム入力
10 月～翌年 9 月	新所得割保険料賦課徴収

※医業収入の判定等につきましては、国保組合職員のみが行います。

※ご提出いただいた確定申告書等は、施錠できる場所に保管し、厳重に管理することといたします。

※確定申告書等の保存期間は、鹿児島県歯科医師国民健康保険組合文書取扱規程に則り処理することとし、処分については、業者へ溶解処理を委託いたします。（保存期間：3 年）

１１．鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 文書取扱規程（抜粋）

第 1 条　鹿児島県歯科医師国民健康保険組合の文書は、次の区分によってこれを保存する。

ただし、第３種に属する文書で軽易なものは、保存期間を１年とすることができる。

第１種　永年　　第２種　１０年　　第３種　３年

前項の文書の種類は別表による。